



違反是正への取組み

熊本市消防局 予防部指導課 主査 高田拓水

はじめに

熊本市(以下「本市」という。)は、九州のほぼ中央に位置し、古来より政治・経済・文化などの拠点として栄えてきた。豊かな緑、豊富で清冽な地下水などの自然環境に恵まれるとともに、日本三名城の一つに数えられる熊本城をはじめ、市内各所に剣豪 宮本武蔵や文豪 夏目漱石などの史跡・旧跡が残るなど、自然、歴史、文化の中に都市機能が融和した都市である。

本市では、目指すまちの姿を「誰もが憧れる上質な生活都市」として掲げ、『安心して暮らせるまちづくり』『ずっと住みたいまちづくり』『訪れてみたいまちづくり』を目指している。

熊本市消防局(以下「当局」という。)は、平成

26年4月に上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の消防事務を受託している。現在では、本市と合わせた人口約77万人を管轄し、1局・6署・15出張所・2庁舎、職員定数870人の消防体制で管内住民の安全安心のため「火災予防対策の推進」「消防体制の充実強化」「地域の災害対応力の強化」を主要事業として掲げ、様々な施策を展開している。

本稿では、当局の違反是正に関する取組みについてご紹介する。

当局の違反処理状況

消防法令違反となる主なきっかけにテナント入替えによる用途変更、建物の接続や増築など

のケースがあり、その是正指導に苦慮されている消防本部も多いと思われる。

当局においても同様に重大違反対象物(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが過半にわたって設置されていないもの若しくは機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。以下同じ。)が確認されている状況で、公表制度の運用を開始した平成27年には86件(平成27年12月31日時点)あり、全て警告前の行政指導までしか行われておらず、長期未是正対象物も存在していた。

このため、まずは顕在化している重大違反対象物に対して違反処理等の是正措置を行ったところ、令和3年に3件(令和3年10月25日時点)まで減少した。

それ以降は、潜在的な違反を早期に覚知して迅速な違反是正につなげるため、消防法施行令別表第一(5)項口を除く対象物全体の計画的な実態把握を目的とした立入検査を行うことで、近年、新たに覚知する重大違反対象物数は年間10件程度を推移し、長期未是正対象物は確認されていない。

違反処理を推進する取組み

当局では違反処理を推進し、早期是正を図るための取組みとして、多くの本部でも活用している「違反是正進捗管理表」を取り入れている。

この進捗管理表は、重大違反対象物に立入検査結果通知書を交付する時点で警告・命令等への移行スケジュールを策定することとしており、対象物ごとの本部担当者と消防署担当者を決めて、情報共有を図りながら違反是正を進めている。

進捗管理表の導入によるメリットは主に三つある。まず一つ目が、全職員が閲覧可能なパソコン上の共用フォルダに進捗管理表を格納して見える化をすることで、組織一体となって違反処理の適切な進捗管理を行えること。二つ目に、早期に違反処理全体のスケジュールを定めることで、違反処理における警告・命令といった段階的な措置内容に加え、具体的なスケジュールを早い段階で関係者に説明し、違反是正の必要性をより強く実感してもらえること。三つ目に、担当する職員が違反処理に向けて必要な事項をイメージし、準備ができることである。

進捗管理表の導入により、令和2年度から令和4年度までの間に、42件の重大違反対象物の

熊本市消防局

テナント入居 建物の増改築

をご相談のみなさへ

入居・工事前に 事前相談 をお願いします。

事前相談をせずに 入居・増改築工事をした場合...

- 必要な消防設備が設置されず 消防法令違反となる場合があります。
- 消防設備を設置するための、営業開始後に大規模な工費が必要となる場合があります。
- 必要な消防設備が設置されていない建物として、熊本市HPに公表される場合があります。
- 消防法令違反となることで、行政処分を受ける場合があります。

消防法令違反となる場合の例

- 空きテナントに入居し、建物の用途が変わったことなど、新たな自動火災報知設備の設置が必要となった。
- 建物を増築し、床面積が増加したこと、新たに屋内消火栓設備の設置が必要となった。

テナント入居や建物を増改築したことで、消防法令違反や建築基準法違反となる事例が増えています。消防法・建築基準法に適合して営業を開始したために、管轄消防署や熊本市建築指導課に事前の相談をお願いします。

詳しくは、裏面をご覧ください。

お問い合わせ先(話番が無料)

熊本消防局 総務課

熊本市中消防署(中央区) ☎096-364-2894 ○ 熊本東消防署(東区) ☎096-367-6315

熊本西消防署(西区・中央区) ☎096-333-9028 ○ 熊本南消防署(南区) ☎096-212-9300

熊本北消防署(北区) ☎096-327-9020 ○ 熊本消防局総務課(総務科・庶務科) ☎096-284-2298

熊本南消防局総務課(総務科) ☎096-363-2249 ○ 熊本消防局建築指導課(熊本市庁) ☎096-328-2513-2516

※1 中央区(古御所の警察署) ※2 西区、中央区(第一・第二・五區:PMビル)

事前相談を促すリーフレット

1 相談のタイミングと窓口

①相談のタイミング

- テナントに入居する前(賃貸借により建物やテナントを使用する場合は、賃貸借契約を締結前)
- 増改築の工事前(工事業者に依頼する場合は、工事請負契約を締結前)

②相談窓口

- 建物の所在地を管轄する消防署
- 熊本市建築指導課

(おもて面下部の「お問い合わせ先」をご確認ください。)

※ 相談日時について電話でご予約のうえ、ご相談ください。

2 相談時に用意するもの

- 建物や工事の概要がわかる図画(配置図、求積図、平面図など)
- 店内のレイアウトがわかる資料(レイアウト図など)

※ 建物の状況や工事の内容に応じて、資料の追加をお願いする場合があります。

3 相談後の注意点

届出書の提出

営業開始までに必要な届出をお願いします。必要な届出は、事前相談の際にお問い合わせください。

避難施設の維持管理

工事資材やお店の備品などを、階段、避難口や防火戸の周辺に置かないように注意してください。

工事終了や営業開始後も、階段、避難口や防火戸の周辺に物を置かないようにしてください。

安全・安心のまちづくりに、みなさまのご協力をお願いします。

熊本消防局予防部指導課

違反是正

うち37件を是正し、そのほとんどが警告までの措置では是正できている。

また、重大違反対象物は、立入検査の結果通知を行った日の翌日から起算して90日以内に警告へ移行しなければならないと内規で規定している点も、早期是正につながる大きな要因となっている。

違反対象物の増加を抑制する取組み

(1)事前相談を促すリーフレット

違反是正の徹底により違反対象物は減少した。一方で立入検査により新規の違反対象物を把握する実態もあり、なかなかゼロにはならない状況にある。

また、用途変更や増築等をきっかけに違反状態となることが特に多い傾向にある。このため違反処理の推進と併せて違反対象物の増加を抑制する取組みとして、本年度から空きテナントに入居する関係者に対して、消防署や市建築部局へ事前相談を促すリーフレットを配布することとした。

この取組みの契機となったのが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中心市街地の空きテナントが増加（令和4年8月時点で過去最多の582店舗）したことを受け、本市が空きテナ

ント対策の一環として、空きテナントを活用する出店者を対象とした支援制度を始めたことである。

昨年度は約100件の制度利用があり、今年度も特に中心市街地へのテナント入居が増えることが予想されることから、本市の支援制度担当課の協力を得て支援制度利用者に対して消防署等への事前相談を促すリーフレットを配布してもらうこととした。

また、飲食店の許認可等を行う保健衛生部のほか、熊本県宅地建物取引業協会（以下「宅地協会」という。）にもリーフレットの配布を依頼し、宅地協会には大変ありがたいことにホームページに同リーフレットを掲載していただいている。

この取組みにより、これまであまり関わりがなかった関係機関との協力関係を築くことができた。今後、この関係を一過性のもので終わらせるのではなく、引き続き協力しながら違反対象物の増加を抑制する取組みを行っていききたい。

(2)中心市街地特別検査

その他の取組みとして、令和3年度から特定一階段等防火対象物における階段や廊下等の避難施設（以下「避難施設等」という。）に重点を置いた特別検査を実施している。

令和5年度は、本市内の中心市街地に存す



是正前



是正後

る特定一階段等防火対象物241件に対して特別検査を実施したところ、56件の避難施設等に物件存置等があり、物件の除去等を指導、このうち18件に対しては消防法第5条の3の規定に基づく物件除去命令の発動を前提とした指導を行い、全て違反是正させている。

特別検査では、中心市街地を管轄する消防署員だけでは241件全ての立入検査を実施することは困難であるため、全消防署の予防専従員で行うことにより、約10日間という短期間で一斉に対象物の実態を把握して火災危険を除去することができた。

検査担当者からは、「一昨年、昨年と毎年継続して実施することで建物関係者の意識づけがされ物件が存置されている建物は少なくなっている」という報告も挙がっており、一斉特別検査の実施により消防の取組みを市民にアピールするとともに、その結果、違反對象物の抑止効果にもつながっているものと実感している。

一方、命令の判断基準について担当者間でズレが生じている実態もあることから、検証会等でしっかりと検討するとともに、職員研修等の機会を通じて概ね同じ基準で判断できるよう、次年度に向けて調整を図っていきたいと考えている。

なお、この取組みは令和4年度に消防庁の予防業務優良表彰に表彰され、**本誌2022年10月号**にも掲載させていただいている。興味のある方はぜひご一読ください。

人材を育成する取組み

違反処理を推進するためには、人材育成は欠かすことのできない取組みである。

当局の違反処理事務は、署の予防専従員が担っているが、当該事務以外にも消防同意、使用開始検査や消防用設備等設置検査、立入検査、危険物施設の許認可事務など、予防事務全般を幅広く担っており、配属直後から即戦力となることが求められる。

また、重大違反對象物数の減少に伴い違反処理を経験する機会も減少していることもあり、経験不足等を補うためにも人材育成は非常に重要であることから、人材育成の一環として、前述の一斉特別検査を実施するに当たり、消防法第5条の3の物品除去命令を行うための研修を実施している。

この研修は、座学と実技を兼ねた内容となっており、始めに命令要件や手続きの流れを説明、次に実況見分調書や命令書等の作成、最後にシミュレーション訓練を行っておりボリュームは多い。半日がけの研修となるが、インプットだけではなく、すぐにアウトプットする機会を設けることにより充実した研修となるよう配慮している。

また、消防法第5条の3研修以外にも今年度から初めて予防専従員になった職員を対象に警告を実施するための違反処理研修を実施している。この研修でも座学の後にアウトプットの機会として、グループでの事例検討を取り入れたところ、受講した職員からの評価は良好であった。



消防法第5条の3研修(座学)



消防法第5条の3研修(シミュレーション)

❌ 違反是正



違反処理研修(グループ事例検討)

当局の違反処理に関する研修は、現在のところ署の予防専従員のみを対象としているが、特に消防法第5条の3の吏員命令等は、災害現場等においても発令するケースが十分に想定されるため、今後は研修対象者を拡大して警防課員にも実施していきたいと考えている。

おわりに

以上、当局の違反是正のための三つの取組み「違反処理を推進する取組み」「違反対象物の増

加を抑制する取組み」「人材を育成する取組み」についてご紹介させていただいた。

まだまだ課題は山積しており志半ばであるが、これらの取組みを適切かつ継続的に実施していくことで、組織全体の違反処理レベルが底上げでき、さらに違反是正が推進されていくものと思っている。

去年は104名の死者が発生した大洋デパート火災から50年を数える節目の年であった。11月29日の火災発生日に合わせて、大規模商業施設での総合消防訓練、当局防災センターや市役所でパネル展示を行った。

また、大洋デパート火災の経験及び教訓を風化させることなく、防火対策の推進に継続的に取り組むため、火災発生日を「熊本市消防避難訓練の日」と定め、市民及び事業所等の防火意識の向上を図るとともに火災に対する備えを充実させていくこととした。

これからも「大洋デパート火災の悲劇を繰り返してはならない」を合言葉に、職員一丸となって火災予防を推進してまいりたい。



大洋デパート火災(出典:熊本市消防局)
消防機関への通報の遅れ、初期消火失敗、工事中によりスプリンクラー設備等の機能不良等により被害が拡大した。